

第 12 回 LCV「諏訪圏情報 BOX」

- **放 送 日** 令和 7 年 1 月 14 日(火)、1 月 21 日(火)
- **テ ー マ** 「農地の違反転用防止のお知らせ」
- **出 演 者** 諏訪地域振興局 農業農村支援センター 間部 拓二

○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q 1) 「農地の違反転用防止」とは、なじみがないフレーズですがどのような内容でしょうか。自分の農地であっても、自由に農地以外で利用することはできないのですか？

(A 1) はい、そうです。農地は、私たちの食生活に必要な農産物を生産する基盤ですが、耕作面積の少ない我が国は、食料自給率が低いこともあり、食料の安定供給のために農地を大切に守っていく必要があります。そこで、限られた資源である農地を守るため、農地を農地以外で利用するいわゆる「農地転用」については規制があり、転用しようとする際は、許可や届出等が必要となっています。

(Q 2) そういえば、今年の夏も一時期お米が店頭から消えたりしたときは、不安になりました。私たちの将来のために農地を守ることは大切なんですね。具体的にはどのようなときに農地転用の許可や届出が必要なのでしょう？

(A 2) ご自分の農地に住宅等の建物を建てたり、資材置場や駐車場として利用する場合などは事前に許可や届出などが必要です。農地を売却して農地以外のことに使う場合も許可が必要です。

(Q 3) 農地転用を考える上で、気を付けなければならないことはありますか？

(A 3) お住いの市町村には、限られた土地を有効利用できるよう、都市計画区域、森林地域、農業振興地域等の地域分けがあり、それぞれの目的以外の開発は規制される場合があります。農業振興地域については、特に優良農地は「農用地区域内農地」として、農地の転用が原則認められません。また、農用地区域以外でも 1 種農地、2 種農地等の種別があり、種別によっては厳しく農地転用が規制されます。

(Q 4) 「農用地区域」にある農地は、農地以外には原則利用できないのですね。また、農用地区域以外の農地も転用が難しい場合があるのですね。もしも自分の農地を農地以外で活用したい場合、どこに問い合わせをすればよいのですか？

(A 4) 農地がある市町村の農業委員会にお問い合わせいただければ、転用可能かどうか確認できます。

(Q 5) 農地転用に許可や届出などが必要なことはわかりましたが、許可や届出などが無いまま 転用してしまった場合、どうなりますか？

(A 5) それが違反転用となってしまいます。農地に戻さなければならなかったり、罰則が課される場合もありますのでご注意ください。

(Q 6) 違反転用は怖いですね。それでは最後に、ひとことお願いします。

(A 6) 限られた農地を守ることは大切です。その上で農地転用をお考えの際は、まずは市町村の庁舎内にある農業委員会やお近くの農業委員さんにご相談いただき、違反転用となってしまうようお願いいたします。